

# 4ヶ月健診



# すくすく育て

## 乳幼児健診

平成 27 年 2 月 27 日

# 7ヶ月健診



# 保健センターだより vol.42

平成 27 年 4 月より、3 年ぶりに介護保険制度が改正されます。大きな変更点がいくつかありますので主な点をご紹介します。

## 要支援 1、2 はなくなるの？

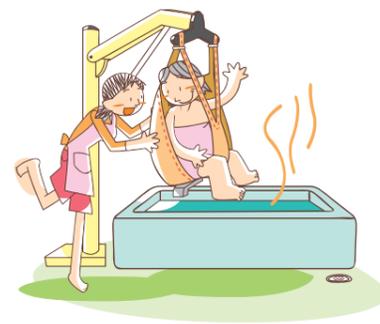
介護保険認定の区分は要支援 1・2、要介護 1～5 と 7 段階に分かれています。今回の改正で要支援者への一部サービスが変更されることから、「要支援がなくなる！」と思われる方も多いようです。今回の改正で認定区分の変更はありません。



## 要支援者へのサービスの変更点は？

要介護 1～5 の方へのサービス内容は改正前どおりです。要支援 1・2 の方の「訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」が変更となります。

変更点は、①介護保険事業から町の地域支援事業になること、②サービス内容が多様化することです。地域サロンや見守り体制、外出支援、家事支援等に分かれます。必要なサービスについては地域で整備していきます。



## これからの利用方法は？

サービスを利用したい方は、これまでと同様に介護保険の申請または更新の手続きをしていただけます。認定区分が決定したら、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）が必要なサービスを検討します。これからの 3 年間で要支援者へのサービス体制を移行していきます。

# 1歳児健診



# 4歳児 歯科検診

